

## 千葉県環境審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県環境審議会（以下「審議会」という。）の議事及び運営に関し、千葉県行政組織条例（昭和32年千葉県条例第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法律及び条例の定めるところにより、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- 一 環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項の規定により、知事の諮問に応じ、県の環境保全に関して、基本的事項を調査審議すること。
- 二 公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号）第6条第1項の規定により、知事が公害防止事業に係る費用負担計画を定める場合（同法第8条第1項の規定により当該計画を変更する場合を含む。）に、その諮問に応じ、意見を述べること。
- 三 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第3条第3項の規定により、知事が農用地土壌汚染対策地域を指定する場合（同法第4条第1項の規定により当該地域の区域を変更し、又はその指定を解除する場合を含む。）又は同法第5条第5項の規定により、知事が農用地土壌汚染対策計画を定める場合（同法第6条第1項の規定により当該計画を変更する場合を含む。）に、その諮問に応じ、意見を述べること。
- 四 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第5条の3第2項の規定により、知事が指定ばい煙総量削減計画を定める場合（同条の3第6項の規定により当該計画を変更する場合を含む。）に、その諮問に応じ、意見を述べること。
- 五 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定により、県域に属する公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止に関する重要事項について、その諮問に応じ、調査審議し、又は意見を述べること。
- 六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の5第3項の規定により、県が廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更する場合に、その諮問に応じ、意見を述べること。
- 七 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第2項の規定により、温泉法（昭和23年法律第125号）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。

八 前各号に掲げるもののほか、法令又は条例の規定により、その権限に属する事務。

2 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(会議の招集)

第3条 会長は、審議会を開催しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を委員に通知するものとする。

(部会の設置等)

第4条 審議会に次の表の上欄に掲げる部会を置き、当該下欄に掲げる事務を所掌させる。

|             |                                                                                                                      |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大気環境部会      | 1 大気環境の保全に係る重要な事項に関する事<br>2 交通環境対策に係る重要な事項に関する事<br>3 悪臭防止に係る重要な事項に関する事<br>4 騒音防止に係る重要な事項に関する事<br>5 振動防止に係る重要な事項に関する事 |
| 水環境部会       | 1 水環境の保全に係る重要な事項に関する事<br>2 地盤環境の保全に係る重要な事項に関する事<br>3 土壌環境の保全に係る重要な事項に関する事                                            |
| 廃棄物・リサイクル部会 | 1 廃棄物処理に係る重要な事項に関する事<br>2 資源循環の推進に係る重要な事項に関する事                                                                       |
| 自然環境部会      | 1 自然環境の保全に係る重要な事項に関する事<br>2 自然公園に係る重要な事項に関する事                                                                        |
| 鳥獣部会        | 1 野生鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に係る重要な事項に関する事<br>2 特定外来生物に係る重要な事項に関する事                                                             |
| 温泉部会        | 1 温泉に係る重要な事項に関する事                                                                                                    |
| 企画政策部会      | 1 環境保全に係る重要な事項(他の部会の所掌に属するものを除く。)に関する事<br>2 地球温暖化対策に係る重要な事項に関する事<br>3 環境学習に係る重要な事項に関する事                              |

2 会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、前項に規定する部会以外の部会(次項に規定するものを除く。)を設置することができる。

3 会長は、必要と認めるときは、二以上の部会の所掌に係る案件について審議するため、二以上の部会の合同の部会を設置することができる。

4 部会長は、部会を開催しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を当該部会に属する委員に通知するものとする。

(諮問の付議)

第5条 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を前条の規定により設置した適当な部会に付議することができる。

(部会の決議)

第6条 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。

2 会長は、一の部会の決議を他の部会の審議に付することが適当と認めるときは、当該決議に係る案件を当該他の部会に付議するものとする。

3 会長は、第1項の同意をしたときは、その同意に係る決議を審議会に報告するものとする。

(小委員会の設置等)

第7条 部会は、必要に応じ、その定めるところにより、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員、専門委員又は臨時委員は、部会長が指名する。

3 小委員会に委員長を置き、部会長の指名により、これを定める。

4 第4条第4項、第5条、第6条の規定は、小委員会において準用する。この場合、知事の諮問は会長からの付議、前条は第7条第1項、会長は部会長、部会長は委員長、審議会は部会、部会は小委員会と読み替えるものとする。

(書面による審査)

第8条 会長、部会長又は委員長は、必要と認めたときは、期日を指定し書面で委員の意見を聴き、会議の議決に代えることができる。

2 前項の場合において、指定期日までに到着しない意見書は、議決の数に加えないものとする。

(関係者からの意見の聴取等)

第9条 会長、部会長又は委員長は、必要と認めるときは、審議会、部会又は小委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第10条 審議会、部会及び小委員会の会議は、公開とする。ただし、公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合には、審議会、部会又は小委員会の決定によりその会議の全部又は一部を公開しないことができる。

2 会長、部会長又は委員長は、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、傍聴人の数の制限その他必要な制限を加えることができる。

(会議録)

第11条 審議会、部会及び小委員会の議事については、会議録を調製し、会議の概要を記載しておかなければならない。

- 2 審議会、部会及び小委員会の会議録は、公開するものとする。ただし、公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合には、審議会、部会又は小委員会の決定により会議録の全部又は一部（発言者の氏名を含む。）を公開しないことができる。

（特別委員、専門委員及び臨時委員）

第12条 特別委員の任期は、当該関係行政機関の職にある期間とする。

- 2 特別委員は、当該特別の事項に関するものに限り会議に加わり、議決することができる。

- 3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとし、委員の任期を超えることができない。

- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関するものに限り会議に加わり、議決することができる。

- 5 第3項及び第4項の規定は、臨時委員において準用する。この場合、専門委員は臨時委員と読み替えるものとする。

（雑則）

第13条 この規程に定めるもののほか、審議会、部会及び小委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長、部会長又は委員長が定める。

附 則

この規程は、平成6年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成14年6月14日から施行する。

- 2 平成14年6月13日以前に開催した審議会については、第9条第1項の規定は適用しない。

附 則

この規程は、平成15年7月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年8月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月7日から施行する。

## 千葉県環境審議会鳥獣部会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県環境審議会運営規程（以下「審議会規程」という。）

第7条及び第13条の規定により、千葉県環境審議会鳥獣部会（以下「部会」という。）の議事及び運営に関し、審議会規程に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(小委員会の設置等)

第2条 部会に下表の左欄に掲げる小委員会を置き、それぞれ対応する同表の右欄に掲げる事務を所掌する。

| 小委員会の名称   | 所掌事務              |
|-----------|-------------------|
| ニホンザル小委員会 | ニホンザルの保護管理に関すること。 |
| ニホンジカ小委員会 | ニホンジカの保護管理に関すること。 |
| イノシシ小委員会  | イノシシの管理に関すること。    |
| アカゲザル小委員会 | アカゲザルの防除に関すること。   |
| キョン小委員会   | キョンの防除に関すること。     |
| アライグマ小委員会 | アライグマの防除に関すること。   |

2 部会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、前項に規定する小委員会以外の小委員会を設置することができる。

3 部会長は、必要と認めるときは、二以上の小委員会の所掌に係る案件について審議するため、二以上の小委員会の合同の小委員会を設置することができる。

(諮問の付議)

第3条 部会長は、千葉県環境審議会会長から諮問の付議を受けた場合は、当該諮問を前条により設置した適当な小委員会に付議することができる。

ただし、鳥獣保護管理事業計画、鳥獣保護区の指定及び拡張に関する事項についてはこの限りでない。

(小委員会の会議)

第4条 小委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員、専門委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(小委員会の決議)

第5条 部会長は、一の小委員会の決議を他の小委員会に付することが適当と認めるときは、当該決議に係る案件を当該他の小委員会に調査審議させることができるものとする。

2 審議会規程第7条第4項の規定により準用する同規程第6条第1項の規定は、次の各号に掲げる事項についてのみ適用する。

一 第二種特定鳥獣管理計画の進行管理及び当該計画の変更を伴わない実施方法等の改善に係る検討に関する事項

二 特定外来生物防除実施計画の変更、進行管理及び当該計画の変更を伴わない実施方法等の改善に係る検討に関する事項

三 前2号に掲げるものの他、あらかじめ部会で議決した事項

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、部会及び小委員会の議事及び運営に関し必要な事項は部会長又は委員長がそれぞれ定める。

附 則

この規程は、平成25年8月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月19日から施行する

附 則

この規程は、平成27年9月18日から施行する。

（会議）

**第三十二条** 附属機関の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

ただし、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（平成十八年千葉県条例第五十二号）第二十六条に規定する訴訟の援助に係る会議の議事は、出席委員の三分の二以上の多数をもつて決する。

（部会）

**第三十三条** 附属機関は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する当該部会に属する委員がその職務を代理する。

6 附属機関は、その定めるところにより、部会の議決をもつて当該附属機関の議決とみなすことができる。ただし、第三十二条第三項ただし書の訴訟の援助の審議に関しては、この限りでない。

7 第三十二条（第三項ただし書を除く。）の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「附属機関」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

（会議の運営等）

**第三十四条** この条例で定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。